

小牧市上下水道事業経営審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小牧市上下水道事業経営審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 水道事業及び下水道事業の経営及び運営に関する事項を調査審議するため、小牧市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体に属する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、水道事業及び下水道事業の経営及び運営に関心のあるもの
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表土地区画整理評価員の項の次に次のように加える。

上下水道事業経営審議会委員	日額 7,700円
---------------	-----------